

令和8年度大阪府市町村歯科口腔保健推進研修会
(災害時歯科保健医療提供体制推進研修会)

災害時の歯科保健医療

2026年9月1日(火) 14:30~16:00(90分)

歯科医師会館

東北大学 大学院歯学研究科 災害・環境歯学研究センター 特任講師
東京科学大学 大学院 救急災害医学分野/歯科公衆衛生学分野 非常勤講師
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部・日本大学松戸歯学部 非常勤講師
日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人

中久木 康一
nakakuki@biglobe.jp

災害時の歯科保健医療

- 災害時の歯科保健活動の必要性
- 災害時の歯科保健活動の法的体制
- 歯科における連携に向けた体制づくり

災害時の歯科保健医療の課題

個人の口腔衛生管理環境が整わない

水、洗口所、口腔ケア用品、意欲
病院や施設における環境が整わない
水、口腔ケア用品、スタッフ
口腔機能が維持しにくくなる
運動量、会話量

歯科保健提供体制の 縮小・崩壊

自治体(保健所・保健センター)
の体制
業務委託先の体制
(移動困難による参加困難)
口腔健康管理が困難

歯科医療提供体制の 縮小・崩壊

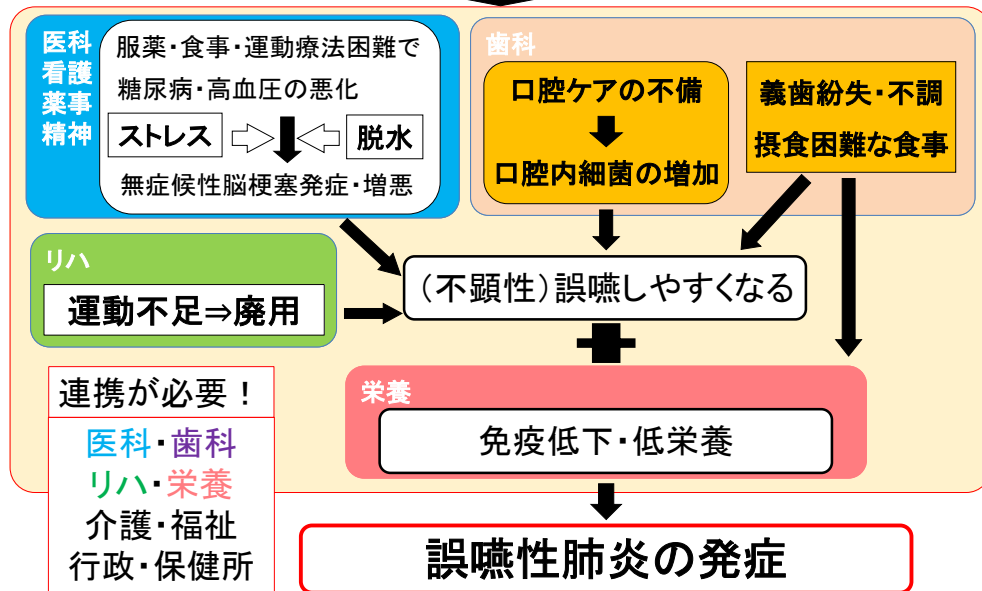
歯科診療所の稼働
(移動困難による通院困難)

歯科支援で最も緊急なもの？

- 遺体の身元確認も大切。でも**生きている人が生き延びることはもっと大切**。
- 義歯がなくて食べられない人に義歯をつくるのも大切。でも義歯がなくても安全に栄養摂取できるものを供給し、**二次被害を起こさないようにするケア(誤嚥性肺炎予防の口腔ケア)**はもっと大切。

気仙沼歯科医師会 金澤洋先生

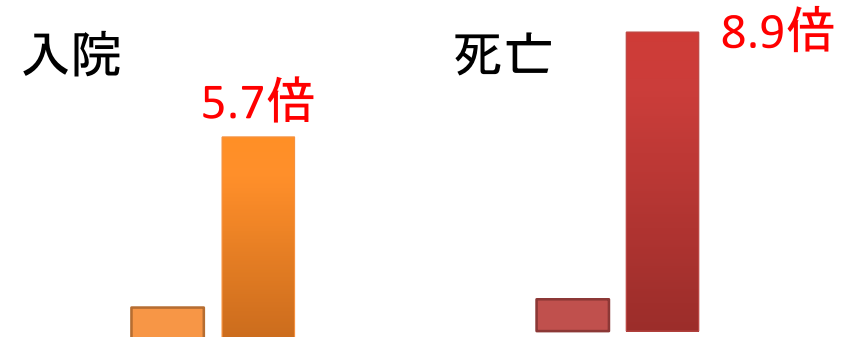
災害時の環境： ライフライン不備、食糧・水不足、睡眠・トイレ不足



足立了平, 岸本裕充, 門井謙典. 大規模災害における気道感染予防の重要性. 日本口腔感染症学会雑誌. 2012;vol. 19-1 より改変
中久木康一. 令和元年度九州地区連合歯科医師会研究事業・災害口腔医学研修会資料より

肺炎の発生率は、3カ月間有意に増加

最大の増加を示したのは震災後2週間



- 90%は65歳以上の高齢者
- 避難所・介護施設からの入院患者数が多かった
- 死亡率は、介護施設からの入院は45%！

Daito H, et al., Impact of the Tohoku earthquake and tsunami on pneumonia hospitalisations and mortality among adults in northern Miyagi, Japan: a multicentre observational study. Thorax. 2013 Jun;68(6):544-50. doi: 10.1136

災害後の体調不良

呼吸器感染症、
胃腸炎等の
急性疾患
(発災～1ヶ月)

直後に多い！
だんだん減ってくる

時間が経っても
じわじわ増え続ける

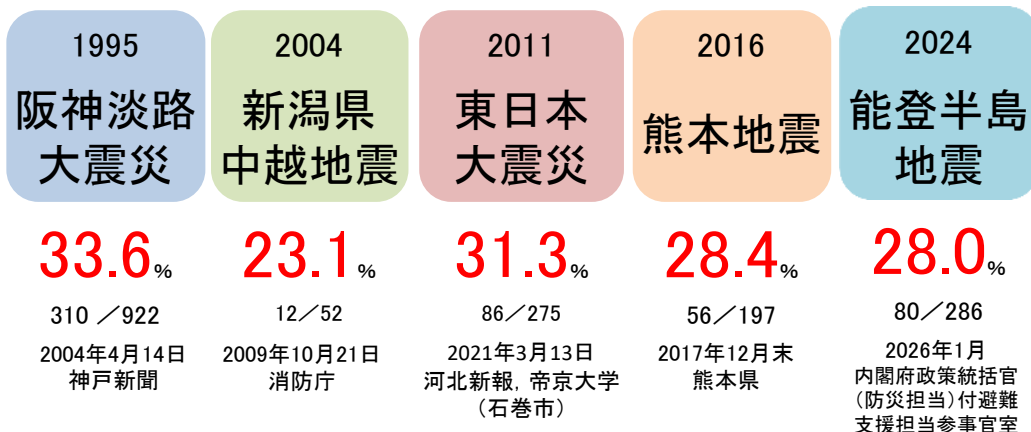
高血圧、腰痛、
皮膚炎、不眠症等の
慢性疾患
(発災後1ヶ月～)

震災関連死因、呼吸器・循環器系疾患が5割超

2017/9/26 21:55 熊本日日新聞

震災関連死 (8月末現在、県中間まとめ)	分類	人数	割合(%)
	呼吸器系の疾患 (肺炎、気管支炎など)	53	28.0
	循環器系の疾患 (心筋梗塞、くも膜下出血など)	50	26.5
	内因性の急死、突然死	28	14.8
	自殺	16	8.5
	感染症(敗血症など)	14	7.4
	腎尿路生殖器系疾患 (腎不全など)	6	3.2
	消化器系疾患(肝不全など)	3	1.6
	その他(アナフィラキシー ショック、出血性ショックなど)	19	10.0
	合計	189	100.0

呼吸器疾患＝災害関連死の30%

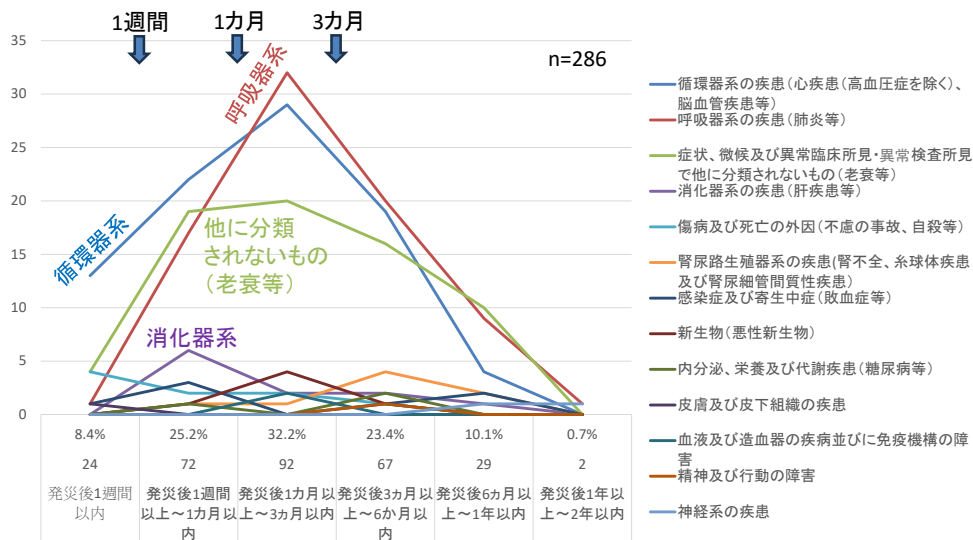


災害関連疾病の予防を目的とした災害時
要配慮者等に対する**健康支援活動が重要**

避難所の歯科保健の重要性, 地域保健, 2022年7月号, P36に追記改変

令和6年能登半島地震の災害関連死数(死因・時期別)

(第34回災害弔慰金等認定審査会(市町村合同開催, 令7年10月22日)までに認定された286件)



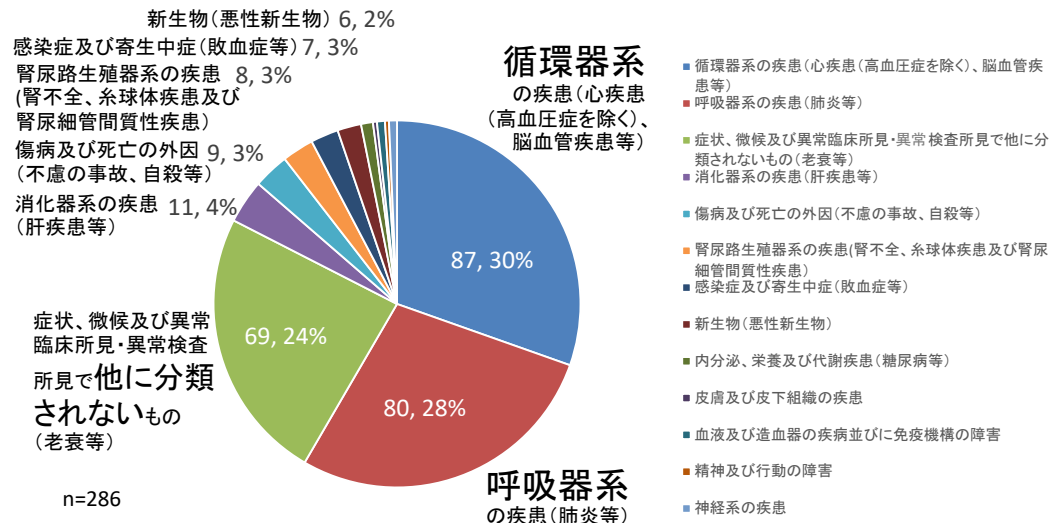
令和6年能登半島地震において災害関連死として認定された事例及び認定されなかった事例
(災害関連死事例集)(令和8年1月)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

より作図

令和6年能登半島地震の災害関連死の死因

(第34回災害弔慰金等認定審査会(市町村合同開催, 令7年10月22日)までに認定された286件)



令和6年能登半島地震において災害関連死として認定された事例及び認定されなかった事例
(災害関連死事例集)(令和8年1月)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

より作図



- JDAT(日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



歯科相談 応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる



歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



【集団】 お口の健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和



地域の歯科医療 提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なく相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

<連絡先> **歯科医師会 ** * - * * * - * * * *

JDAT チーム構成・期間のイメージ

【構成(例)】

歯科診療所休診時期(活動開始時)

歯科医療救護チーム

歯科医師2、事務職1

歯科医師2、歯科衛生士1、歯科技工士1



歯科診療所再開時期

歯科保健支援チーム

歯科医師2、歯科衛生士2



歯科保健支援チーム

歯科医師1、歯科衛生士2～3

【期間(例)】 4日間程度／チーム

月	火	水	木	金	土	日
	チームA	引継	チームB	引継		
	チームC	引継	チームD	引継		

© 2024 DPHD

口腔健康管理/口腔機能管理

清潔を保って
疾病予防！

口腔健康/機能管理

口腔ケア 歯科治療 口腔体操

しっかり噛んで
飲み込める！

口腔内細菌 増殖予防

歯科疾患の予防

口腔内の感染症の予防

唾液分泌量/筋力維持

適切な咀嚼/摂食/嚥下
機能維持
(適切な栄養摂取可能な状態)

肺炎/続発症予防・適切な栄養摂取

災害時の歯科の活動

応急歯科診療

口腔ケア



応急歯科診療

歯科保健活動

(口腔清掃の啓発・指導／口腔ケア／口腔機能・健康管理)

歯科の新常識「災害時の歯科活動」, LION Dent.File vol.57, 2025May

日本災害時公衆衛生歯科研究会HPに転載許可を得て転載 <https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

歯科保健医療における時間経過ごとの問題点と活動

保健医療活動におけるフェーズ	0 初動体制の確立	1 緊急対策	2 応急対策 (避難所対策中心)	3 応急対策 (仮設住宅入居まで)
時期(目安)	発災～24時間	24～72時間以内	4日目～1・2か月?	1・2か月?～
歯科的問題点	●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	
疾患・状態	●口腔領域の外傷 ●義歯紛失・破損 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥	●口腔領域の外傷 ●義歯不適合・義歯性潰瘍 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥 ●食べる機能の低下	●口腔領域の外傷 ●義歯不適合・義歯性潰瘍 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥 ●食べる機能の低下	●食べる機能の低下
医療提供		●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保	●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保	●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保
歯科保健医療活動	●口腔衛生用品の提供	●口腔衛生用品の提供、説明 ●口腔清掃の環境整備	●口腔衛生用品の提供、説明 ●口腔清掃の環境整備	
疾患・状態		●口腔ケアの啓発	●口腔ケアの啓発 ●口腔機能の向上訓練 ●歯科健康相談・指導 ●食形態の確認・支援	●口腔ケアの啓発 ●口腔機能の向上訓練 ●歯科健康相談・指導
医療提供	(●応急歯科診療)	●応急歯科診療 ●口腔ケア	●応急歯科診療 ●口腔ケア	●応急歯科診療の支援 ●口腔ケアの支援

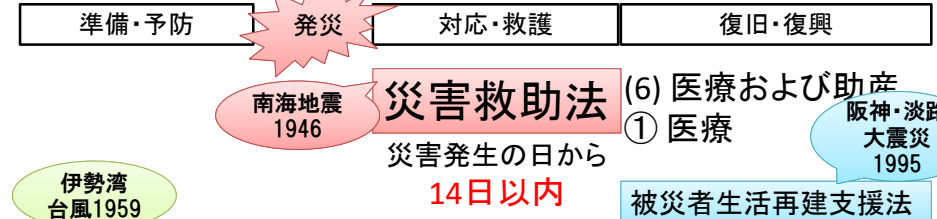
歯科の新常識「災害時の歯科活動」, LION Dent.File vol.57, 2025May より改変

日本災害時公衆衛生歯科研究会HPに転載許可を得て転載 <https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

災害時の歯科保健医療

- 災害時の歯科保健活動の必要性
- 災害時の歯科保健活動の法的体制
- 歯科における連携に向けた体制づくり

災害対策・対応の法律



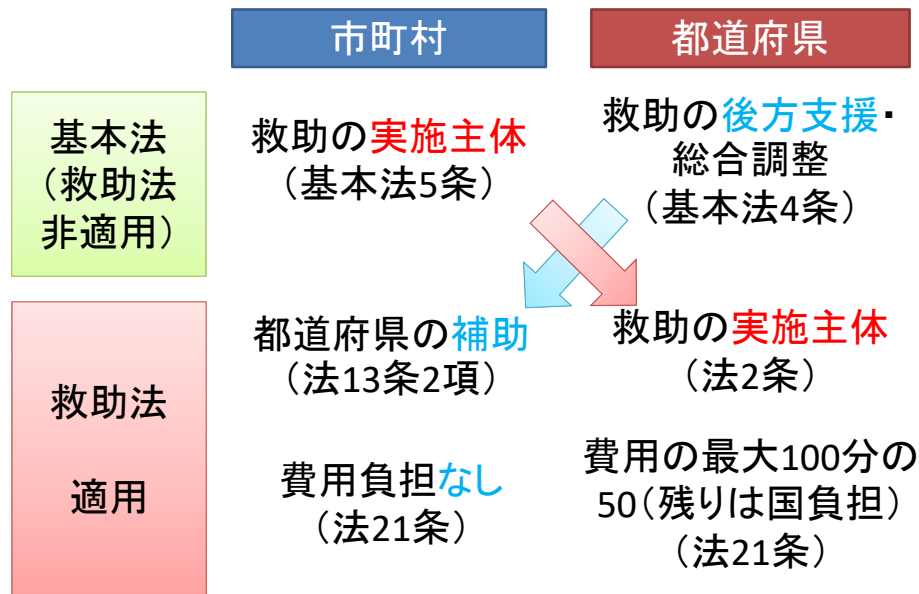
災害対策基本法

地域防災計画(含:医療救護計画)

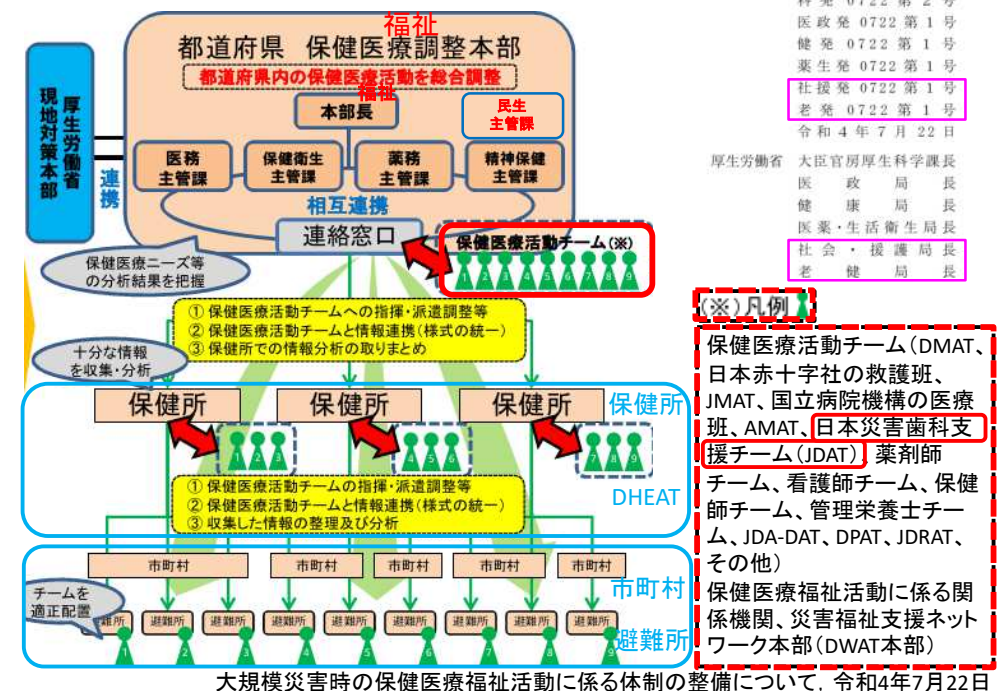
医療法・・・5疾病・6事業

5疾病	がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
6事業	救急医療、 災害時における医療 、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療(その他)、新興感染症等の感染拡大時における医療

災害救助法の適用(役割)



大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



保健・医療・福祉の活動チームによる支援（主なもの）



DMAT (ディーマット：災害派遣**医療**チーム)
Disaster Medical Assistance Team

医療



DPAT (ディーパット：災害派遣**精神医療**チーム)
Disaster Psychiatric Assistance Team

心理

保健師による避難所巡回（輪島市）

JMAT (ジェイマット：日本医師会災害**医療**チーム)
Japan Medical Association Team

医療

JDAT (ジェイダット：日本災害**歯科**支援チーム)
Japan Dental Alliance Team

歯科

DHEAT (ディーヒート：災害時**健康危機管理**支援チーム※) ※保健所等の指揮
Disaster health emergency assistance team

保健

DWAT (ディーワット：災害派遣**福祉**チーム)
Disaster Welfare Assistance Team

福祉

JRAT (ジェイラット：一般社団法人 日本災害**リハビリテーション**支援協会)
Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team

リハ

JDA-DAT (ジェイディーエダット：日本**栄養士**会災害支援チーム)
The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team

栄養

DICT (ディーアイシーティー：災害時**感染制御**支援チーム)
Disaster Infection Control Team

日赤救護班 (日本赤十字社)

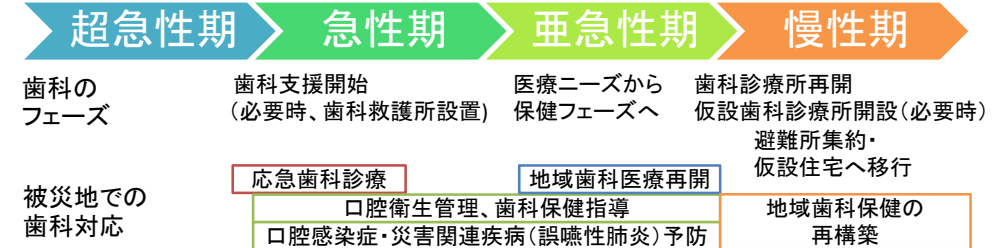
保健師等チーム (自治体職員)

等

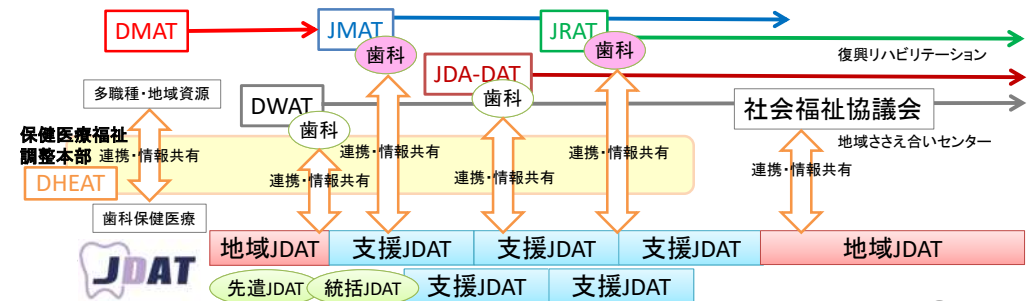
保健

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

保健医療福祉活動チームとJDATとの連携

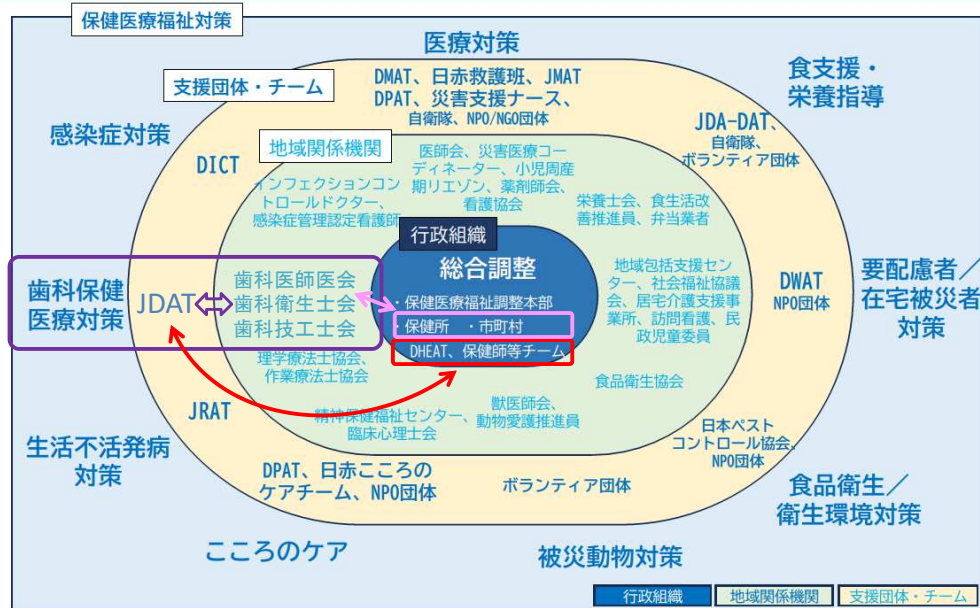


保健医療福祉活動チームとJDATとの連携 ※ 概念図であり、タイミングはこの限りではありません



© 2025 DPHD

災害時の主な保健医療福祉活動（施策）と関係団体【例】



出典：DHEAT活動ハンドブック（第2版）（令和5年3月）67頁より引用・編集

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

DHEAT 活動理念と役割

- DHEATの活動理念は「防ぎ得た死と二次健康被害を最小化すること」、「(被災地が)できる限り早く通常の生活を取り戻すこと」にあります。
- DHEATの役割は、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所(保健所支援としての市町村支援を含む。)における指揮調整(マネジメント)機能の支援です。

DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム): Disaster Health Emergency Assistance Team
一定規模以上の災害が発生した際に、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所が担う指揮・総合調整(マネジメント)機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成される応援派遣チーム

V. 活動の実際

2. 災害時保健医療福祉活動

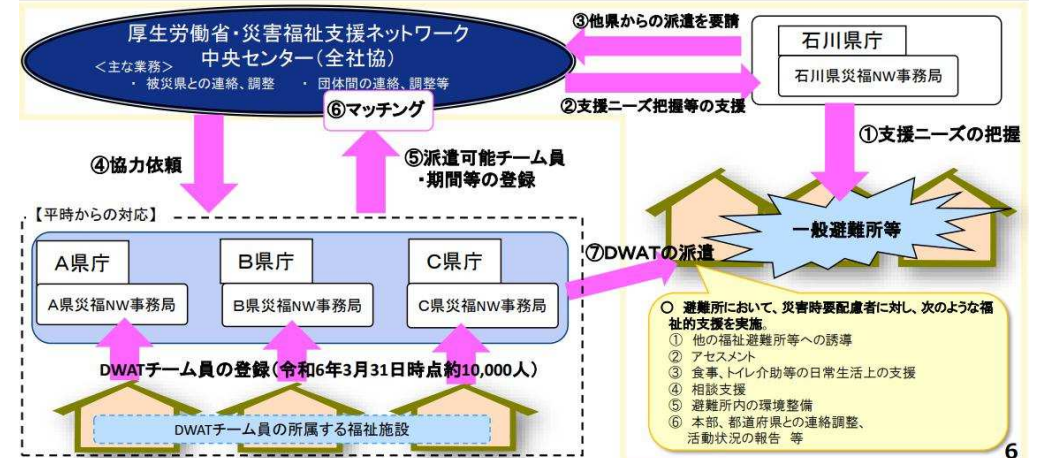


1. 医療対策
2. 避難所運営支援
3. 歯科保健医療対策
4. 感染症対策
5. 食支援・栄養指導
6. 生活不活発病対策
7. 車中泊・深部静脈血栓症(DVT)対策
8. 在宅被災者支援
9. 要配慮者支援(高齢者、母子、障がい者)
10. こころのケア
11. 衛生環境対策
12. 食品衛生対策
13. 被災動物対策
14. 御遺体の取扱いに係る対応

DHEAT活動ハンドブック(第2版) 令和5年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/00098894.pdf>

令和6年能登半島地震におけるDWATの活動について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ② 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重篤化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。
- DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施している。
- 1/6(土)に中央センター職員と群馬県のDWAT先遣隊を石川県へ派遣し活動を開始、1/8(月)から群馬県、静岡県、京都府から先遣隊を金沢市内に設置した1.5次避難所へ派遣し、活動を開始。

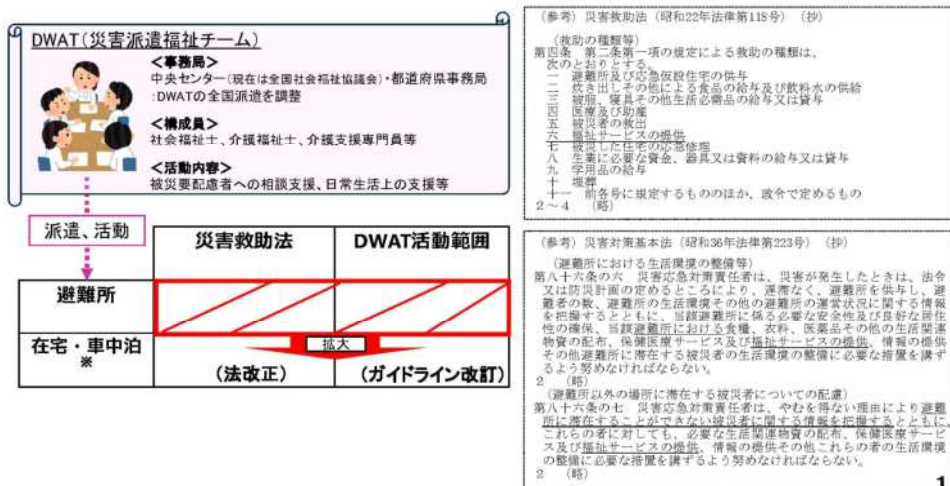


資料2 災害時の被災者支援との連携について、第7回地域共生社会の在り方検討会議、厚生労働省社会・援護局、令和6年12月26日(木)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48043.html

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- これまで、DWAT(災害派遣福祉チーム)による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。

※ 災害救助法と災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂(DWATの活動範囲の拡大)にて対応(令和7年7月1日施行)



資料1 災害に備えた福祉的支援体制について、第30回社会保障審議会福祉部会、厚生労働省社会・援護局、令和7年10月21日
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64916.html

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会報告書(概要)

令和8年3月19日公表

検討会では、過去の災害で現場経験を持つ有識者の知見を基に、制度運用上の障壁や平時の準備、連携体制を議論し、厚生労働省の後方支援強化と被災自治体の対応力向上に向けた課題と方向性を示した。

現状・課題

1. 発災時において、国・自治体・現場の情報が分断され、混乱が生じる
2. 保健医療福祉調整本部の立ち上げ・運営が都道府県で大きく異なり、初動が遅れる
3. 保健医療福祉調整本部の運営を支援するDHEATや保健師等チームについて、災害対応経験ある職員が不足している
4. 平時からの災害福祉支援の体制整備に係る法制化が未整備であり、福祉分野の初動が遅れる
5. 各システムの入力項目のばらつき、操作方法を活用者が十分熟知できていないことから、最大限の活用に至っていない
6. 災害長期化時には、災害対応職員が疲弊・メンタルヘルス不調を来し、人的リソースの枯渇が生じることで、災害復旧作業の停滞にも直結する

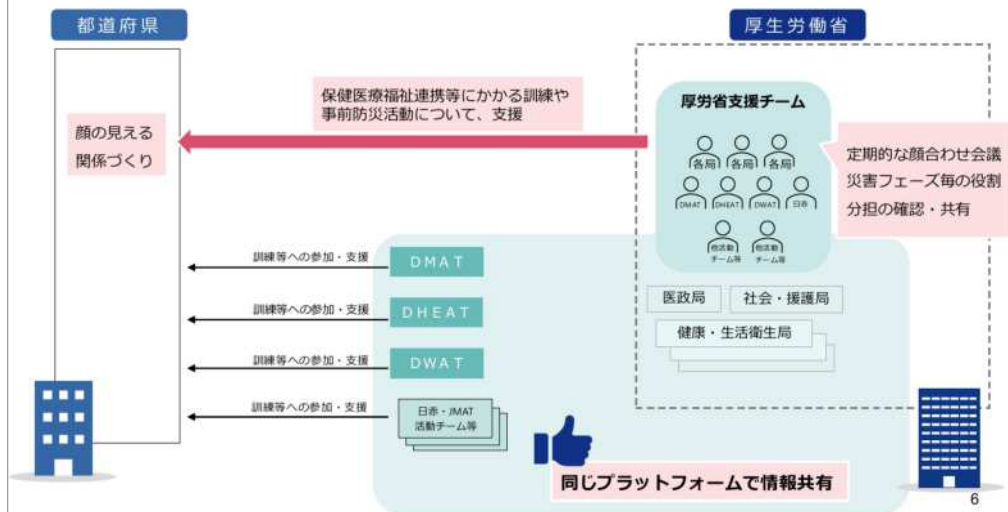
今後の方向性

1. 厚生労働省に「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」を設置し、情報を一元化するとともに総合調整を行う
2. 厚生労働省が、都道府県で活用可能な組織図、レイアウト図などの立ち上げ・運営に必要な様式を提示するとともに、都道府県における訓練・研修の支援を行う
3. 全国的に「DHEAT、保健師等チーム」に係る人材の育成を行うために、実践的な訓練・研修を強化する
4. 平時からの災害福祉支援の体制整備に係る法制化を進めるとともに、「DWATの初動チーム・調整チーム(調整機能)の養成等について検討を進める
5. システム改修・運用ルールの整備の検討をする
6. 交代制確立、人員確保、健康管理ツールの活用を進める

資料1:災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会概要、災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会(成果報告会)、令和8年3月26日、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72019.html

厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割及び体制

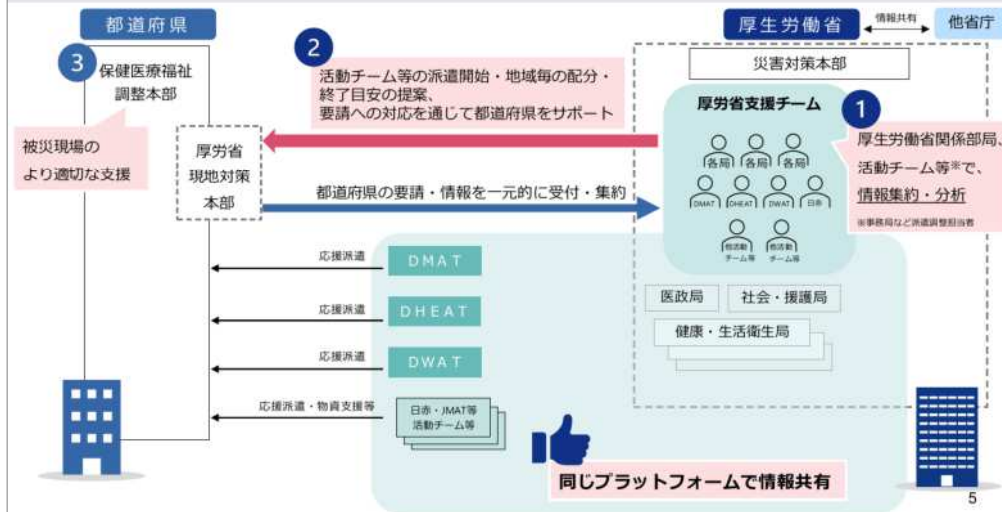
活動チーム等との定期的な会議・訓練、自治体の訓練支援、オンライン連絡網整備などを通じて「顔の見える関係」づくりを推進し、災害発生時の機動的な初動・連絡体制を構築する。



資料1:災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会概要, 災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会(成果報告会), 令和8年3月26日, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72019.html

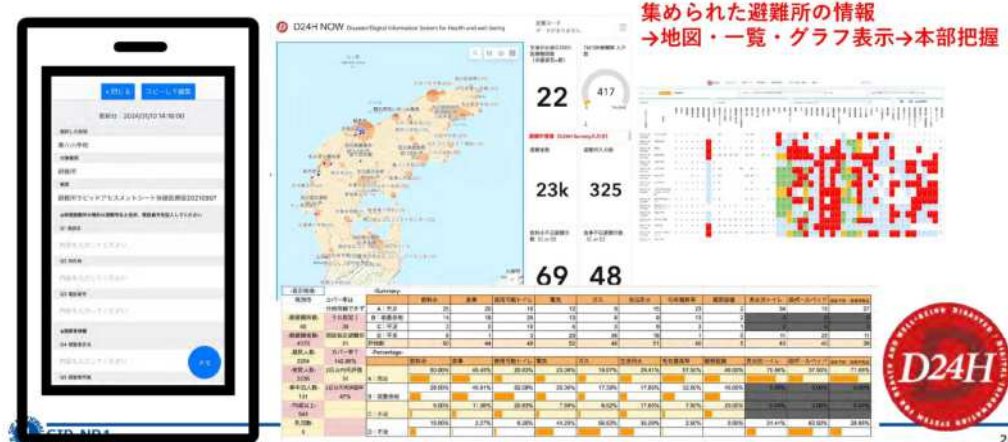
厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割及び体制

厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム(略称:厚労省支援チーム)がワンストップ窓口として、被災都道府県及び他省庁からの情報を一元的に受付・集約し、活動チーム等の派遣開始・地域毎の配分・終了目安の提案、要請への対応によって、被災都道府県の意思決定を迅速化し、厚生労働省が現場主導の柔軟な運用を支援する。



資料1:災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会概要, 災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会(成果報告会), 令和8年3月26日, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72019.html

D24H 令和6年能登半島地震



市川 学(芝浦工業大学システム理工学部), 教育講演3 保健/医療/福祉をつなぐD24H, 日本災害看護学会第27回年次大会, 国立オリンピック記念青少年総合センター, 2025年9月7日

事務連絡 令和7年3月25日

D24Hの活用範囲

D24Hを活用する機関等については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(通知)等を踏まえて設定し、各団体にIDとパスワードを付与

属性	団体等名称
国	・厚生労働省職員(大臣官房厚生科学課、医政局、医薬局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)、内閣府(防災)、他省庁の職員(経産省、国土省、農水省等)
都道府県保健医療福祉調整本部	県庁の職員(防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課、民生主管課) ※「災害時の福祉支援体制の整備について」平成30年5月31日社援第0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。
保健所・DHEAT、市町村	・保健所の職員 ・災害医療コーディネーター ・災害薬事コーディネーター ・災害時小児周産期エソナ ・市町村(保健所と連携)
保健医療福祉活動チーム等	・災害派遣医療チーム(DMAT) ・日本医師会災害医療チーム(JMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構の医療班 ・全日本医療支援班(AMAT) ・日本災害歯科支援チーム(JDAT) ・薬剤師チーム ・看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む) ・保健師等チーム ・管理栄養士チーム ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) ・災害派遣福祉チーム(DWAT) ・災害時感染制御支援チーム(DICT) ・その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム ・中間支援団体(JVORDを想定)

大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)」の活用について(周知)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001463038.pdf>

2019年度 災害時の保健活動推進マニュアル (地域保健総合推進事業)

災害マニュアル

■2019年度

全国保健師長会

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

2019年度

活動推進

マニュアル

【歯科保健・医療対策のチェック項目と症状】

p.57参照

チェック項目
☐ 口腔衛生や口腔機能の低下に配慮が必要な対象者がいる (配慮が必要な者：乳幼児・妊婦・後期高齢者・障害児者・要介護者・糖尿病等の有病者)
☐ 飲料水・生活用水・洗口場所が不十分である
☐ 歯ブラシ・歯磨き剤、コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなど資機材が不足している
☐ 口腔清掃状況が不十分である
☐ 歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不自由な者がいる
☐ 歯科診療所、巡回歯科チームなどの歯科保健医療体制がない

健康課題毎のチェック項目集

健康課題毎のチェック項目集 (76KB)

発行
2020年3月

全国保健師長会
災害時の保健活動
推進マニュアル
(令和2年3月)

03-4

歯科／集団・迅速

災害時避難所等 口腔保健アセスメントシート

項目

基本情報

対象者	避難者数 高リスク者数
(1) 歯科医療	歯科保健医療 の確保状況
(2) 環境	水・洗口場の 確保状況
(3) 用具	歯ブラシ・歯磨剤 の確保状況
(4) 行動	口腔衛生行動 助助の有無
(5) 症状	痛みや不自由さの 有無

その他

<http://jsdphd.umin.jp/>

災害時避難所等 歯科保健アセスメントシート (事業計画用) (18年度) (自治体用)

項目	内容	評価	対策
1. 避難者数 (高リスク者数)	避難者数: 100人 高リスク者数: 20人	○	
2. 避難場所 (避難所)	避難所: 1箇所 避難所: 2箇所	○	
3. 避難場所 (避難所)	避難所: 3箇所 避難所: 4箇所	○	
4. 避難場所 (避難所)	避難所: 5箇所 避難所: 6箇所	○	
5. 避難場所 (避難所)	避難所: 7箇所 避難所: 8箇所	○	
6. 避難場所 (避難所)	避難所: 9箇所 避難所: 10箇所	○	
7. 避難場所 (避難所)	避難所: 11箇所 避難所: 12箇所	○	
8. 避難場所 (避難所)	避難所: 13箇所 避難所: 14箇所	○	
9. 避難場所 (避難所)	避難所: 15箇所 避難所: 16箇所	○	
10. 避難場所 (避難所)	避難所: 17箇所 避難所: 18箇所	○	
11. 避難場所 (避難所)	避難所: 19箇所 避難所: 20箇所	○	
12. 避難場所 (避難所)	避難所: 21箇所 避難所: 22箇所	○	
13. 避難場所 (避難所)	避難所: 23箇所 避難所: 24箇所	○	
14. 避難場所 (避難所)	避難所: 25箇所 避難所: 26箇所	○	
15. 避難場所 (避難所)	避難所: 27箇所 避難所: 28箇所	○	
16. 避難場所 (避難所)	避難所: 29箇所 避難所: 30箇所	○	
17. 避難場所 (避難所)	避難所: 31箇所 避難所: 32箇所	○	
18. 避難場所 (避難所)	避難所: 33箇所 避難所: 34箇所	○	
19. 避難場所 (避難所)	避難所: 35箇所 避難所: 36箇所	○	
20. 避難場所 (避難所)	避難所: 37箇所 避難所: 38箇所	○	
21. 避難場所 (避難所)	避難所: 39箇所 避難所: 40箇所	○	
22. 避難場所 (避難所)	避難所: 41箇所 避難所: 42箇所	○	
23. 避難場所 (避難所)	避難所: 43箇所 避難所: 44箇所	○	
24. 避難場所 (避難所)	避難所: 45箇所 避難所: 46箇所	○	
25. 避難場所 (避難所)	避難所: 47箇所 避難所: 48箇所	○	
26. 避難場所 (避難所)	避難所: 49箇所 避難所: 50箇所	○	
27. 避難場所 (避難所)	避難所: 51箇所 避難所: 52箇所	○	
28. 避難場所 (避難所)	避難所: 53箇所 避難所: 54箇所	○	
29. 避難場所 (避難所)	避難所: 55箇所 避難所: 56箇所	○	
30. 避難場所 (避難所)	避難所: 57箇所 避難所: 58箇所	○	
31. 避難場所 (避難所)	避難所: 59箇所 避難所: 60箇所	○	
32. 避難場所 (避難所)	避難所: 61箇所 避難所: 62箇所	○	
33. 避難場所 (避難所)	避難所: 63箇所 避難所: 64箇所	○	
34. 避難場所 (避難所)	避難所: 65箇所 避難所: 66箇所	○	
35. 避難場所 (避難所)	避難所: 67箇所 避難所: 68箇所	○	
36. 避難場所 (避難所)	避難所: 69箇所 避難所: 70箇所	○	
37. 避難場所 (避難所)	避難所: 71箇所 避難所: 72箇所	○	
38. 避難場所 (避難所)	避難所: 73箇所 避難所: 74箇所	○	
39. 避難場所 (避難所)	避難所: 75箇所 避難所: 76箇所	○	
40. 避難場所 (避難所)	避難所: 77箇所 避難所: 78箇所	○	
41. 避難場所 (避難所)	避難所: 79箇所 避難所: 80箇所	○	
42. 避難場所 (避難所)	避難所: 81箇所 避難所: 82箇所	○	
43. 避難場所 (避難所)	避難所: 83箇所 避難所: 84箇所	○	
44. 避難場所 (避難所)	避難所: 85箇所 避難所: 86箇所	○	
45. 避難場所 (避難所)	避難所: 87箇所 避難所: 88箇所	○	
46. 避難場所 (避難所)	避難所: 89箇所 避難所: 90箇所	○	
47. 避難場所 (避難所)	避難所: 91箇所 避難所: 92箇所	○	
48. 避難場所 (避難所)	避難所: 93箇所 避難所: 94箇所	○	
49. 避難場所 (避難所)	避難所: 95箇所 避難所: 96箇所	○	
50. 避難場所 (避難所)	避難所: 97箇所 避難所: 98箇所	○	
51. 避難場所 (避難所)	避難所: 99箇所 避難所: 100箇所	○	

集団生活する
「場」としての
環境の評価

個人の環境や
行動、症状や
困りごとなど
のまとめ

© 2025 DPHB



災害時保健医療福祉活動支援システム

D24H

Disaster Digital information system for Health and well-being



D24H
Survey
入力アプリ

D24H

アセスメント登録

未送信/送信済みデータ

< 戻る

D24H

施設種別を選択してください

避難所

病院 (E)

保健所

保険薬局

< 戻る

D24H

帳票を選択してください

避難所栄養状態把握調査

口腔保健アセスメント

避難所ラビッドアセスメント (保健医療版20250331)

避難所 福祉調査票

【歯科保健医療の確保】(1)

Q1. 受診可能な近隣の歯科など

✓ ある

ない

不明

Q2. 巡回歯科チーム

ある

ない

不明

【口腔清掃などの確保】(2)

Q3. 歯磨き剤の水

✓ 充分足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q4. 歯磨きの場所

充分足りている

まあまあ足りている

✓ やや足りない

補充が必要である

不明

【口腔清掃用具などの確保】(3)

Q5. 歯ブラシ (成人用)

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q6. 歯ブラシ (乳幼児用)

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q7. 歯磨き剤

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q8. うがい用コップ

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q9. 義歯洗浄剤

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

Q10. 義歯ケース

充分足りている

まあまあ足りている

やや足りない

補充が必要である

不明

【歯や口の問題の訴え】(5)

Q11. 歯磨き

概ねしている

まあまあしている

あまりしていない

ほぼしていない

不明

Q12. 義歯清掃

概ねしている

まあまあしている

あまりしていない

ほぼしていない

不明

Q13. 乳幼児の介助

概ねしている

まあまあしている

あまりしていない

ほぼしていない

不明

Q14. 障害児者・要介護者の介助

概ねしている

まあまあしている

あまりしていない

ほぼしていない

不明

Q15. 痛みがあるもの

ある

ない

不明

Q16. 上記の場合の人数

内容を入力してください

Q17. 義歯粉失や義歯破折

ある

ない

不明

Q18. 上記の場合の人数

内容を入力してください

Q19. 食事などで不自由な者

ある

ない

不明

Q20. 上記ある場合の人数

内容を入力してください

Q21. その他

内容を入力してください

Q22. 緊急事項

内容を入力してください

調査日時

2026/06/08 05:18

保存



避難所＞
口腔保健アセスメント

○都道府県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、**日本災害歯科支援チーム(JDAT)**、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000650514.pdf ※改正前の記載は「日本歯科医師会」

地方公共団体における歯科保健医療業務指針

令和6年4月1日 適用
(下線は追記)

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務
2 地域歯科医療提供体制の構築について
(6) 災害時歯科保健医療体制の確保
都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めることまた、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

第二 市町村における歯科保健業
2 歯科保健事業等の実施について
(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業
市町村は、上記の(1)～(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001267309.pdf>

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(R6年度～) (下線は追記)

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時には、避難生活等における口腔内の清掃不良等によりリスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要であり、平時から国民や歯科口腔保健の関係者に対して、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努める必要がある。

また、地方公共団体においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めることとする。なお、大規模災害時の歯科口腔保健等に関する活動の指針等を策定する等の対応を行うことが望ましい。

【官報】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(厚生労働省告示第289号)

主な保健医療福祉活動チーム

	チーム名称	チーム略称	事務局名称
1	保健師等チーム (保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職、業務調整員等で構成)		日本公衆衛生協会
2	災害派遣医療チーム	DMAT	国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局 DMAT事務局
3	災害派遣精神医療チーム	DPAT	日本精神科病院協会DPAT事務局
4	災害支援ナース等の看護師チーム (被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)		日本看護協会等
5	日本医師会災害医療チーム	JMAT	日本医師会
6	救護班		日本赤十字社
7	医療班		国立病院機構
8	医療班		地域医療機能推進機構
9	全日本病院医療支援班	AMAT	全日本病院協会
10	日本災害歯科支援チーム	JDAT	日本歯科医師会
11	薬剤師チーム		日本薬剤師会
12	日本災害リハビリテーション支援協会	JRAT	日本災害リハビリテーション支援協会
13	日本栄養士会災害支援チーム	JDA-DAT	日本栄養士会
14	医療救護班		労働者健康安全機構
15	災害時感染制御支援チーム	DICT	国立健康危機管理研究機構国際感染症センター国際感染症危機管理対応推進センター/DICT事務局
16	公益社団法人日本透析医会		日本透析医会
17	災害派遣福祉チーム	DWAT	全国社会福祉協議会

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について、R8.3.31、(通知別添1)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001701145.pdf>

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公 印 省 略）

「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方」について

標記については、令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業「自治体における災害時の
歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」（研究代表者：中久木康一）
により、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成
に向けた考え方」がとりまとめられたところですが、今般、最新の知見等を踏まえ、
改訂が行われました。

本書は、自然災害発生後の生活環境が整わない状況下においても、避難所や福祉避
難所での生活者のみならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り、ひい
ては全身の健康を守るために、どの時期（フェーズ）にどのような歯科保健医療活動
が必要となるかの概要を、理解しやすく提示することを目的としたものです。

貴職におかれましては、これらについて御了解いただくとともに、貴管下の市町村
等に対して周知いただきますようお願いいたします。

自治体における災害時の 歯科保健医療支援活動推進のための 活動指針作成に向けた考え方

令和 5 年 3 月
(令和 8 年 3 月改定追補版)

令和 4 年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」

研究代表者 中久木 康一

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための 活動指針作成に向けた考え方

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
「自治体における災害時の歯科保健活動推進の
ための活動指針作成に向けた研究」
(令和 8 年(2026 年)3 月改定追補版)

本「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考
え方」は、自然災害発生後の整わない生活環境においても、避難所や福祉避難所での生活者の
みならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り全身の健康を守るために、どの時
期（フェーズ）にどのような歯科保健医療活動が必要となるかの概要を、理解しやすく提示するこ
とを目的としています。災害後の時間経過にあわせて、都道府県、保健所、市町村ごとに実施す
べき歯科保健医療活動の要点も掲載しました。

I 災害時の歯科保健医療の概要

1. 災害時の歯科保健医療支援活動の必要性

災害時（特に大規模災害時）には地域の歯科医療機関も通常通りの対応はできず、生活環境
が整わない避難生活による口腔の健康にも影響を及ぼします。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活
で健康を保つことが困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔健康管理やその啓
発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要とされ
ます。

2. 災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割

自治体においては、平時より住民に対する歯科を含めた保健医療サービスを提供しており、災
害時でも継続できる体制を構築していく必要があります。

大規模災害時には、被災により自治体機能は低下しますが、住民からの要望は急増するとい
うミスマッチが生じます。このため、必要時は被災自治体外から派遣される保健医療福祉活動チ
ーム等も含めて、地域保健医療福祉支援活動が行われます。自治体は、歯科保健医療支援
活動においても、被災自治体内外の歯科支援チームを管理・活用し、住民に歯科保健医療サー
ビスを提供することが必要です。

3. 災害で生じる歯科保健医療の問題

自然災害においては、多くのインフラが影響を受けます。災害の規模等により復旧までの期間
は異なりますが、大規模災害時には、上下水道の復旧に 1 カ月程度の期間がかかることも予想
されます。また、被災により避難生活を送る場合がありますが、応

I 災害時の歯科保健医療の概要

1. 災害時の歯科保健医療支援活動の必要性
2. 災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割
3. 災害で生じる歯科保健医療の問題
4. 災害時の歯科保健医療活動とその目的

II 保健医療における災害時期（フェーズ）ごとの、歯科保健医療ニーズと 対応

1. 歯科保健医療ニーズの把握
2. フェーズに応じた歯科保健医療支援
3. 外部の歯科関係組織からの支援の検討
4. JDAT（日本災害歯科支援チーム, Japan Dental Alliance Team）
5. 自治体の対応

III 自治体における災害時歯科の体制整備と活動時の調整 （次頁）

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方
令和 8 年(2026 年)1 月改定追補版

Ⅲ 自治体における災害時歯科の体制整備と活動時の調整

1. 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について
- (1)災害時歯科保健医療体制の整備と、災害時歯科保健医療活動の総合調整をする者(災害歯科コーディネーター)の配置
- (2)災害時歯科保健医療活動に関わる計画、マニュアル、協定等の整備
- ①地域防災計画、医療計画等に関わる災害時歯科保健医療活動の整備
- ②災害時歯科保健医療活動に関わるマニュアル等の整備
- ③災害時歯科保健医療活動に関わる関係組織との協定の締結
- (3)災害時歯科保健医療に関わる研修及び訓練の実施
- (4)災害時の保健医療福祉調整会議等への参画
- (5)災害時の口腔衛生に関わる普及啓発

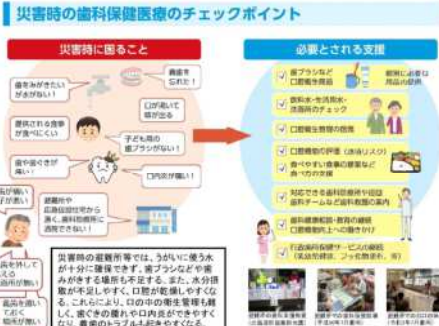
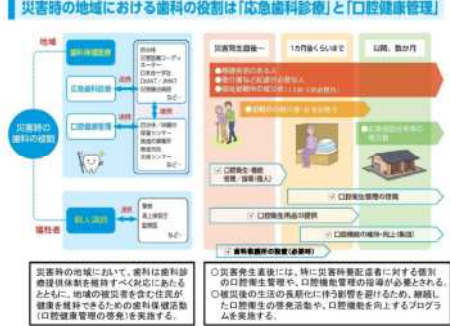
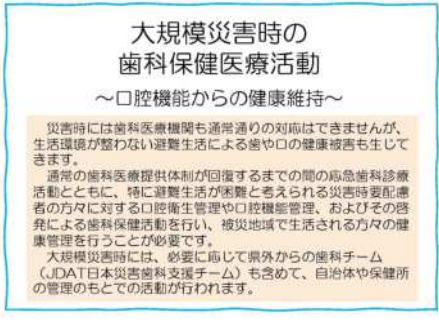
2. 災害時における歯科保健医療活動の実施について
- (1)災害時歯科保健医療活動における他の保健医療福祉活動チームとの連携
- (2)災害時の歯科保健医療体制に関わる情報の収集及び連携
- ①保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画
- ②歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整
- (3)災害時歯科保健医療活動の実施
- ①歯科保健医療活動チーム(JDAT等)の派遣調整
- ②歯科保健医療活動チーム(JDAT等)の活動
- ③災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携
- ④災害時歯科保健医療活動に関わる受援(図8)
- ⑤地域歯科保健活動への移行

災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

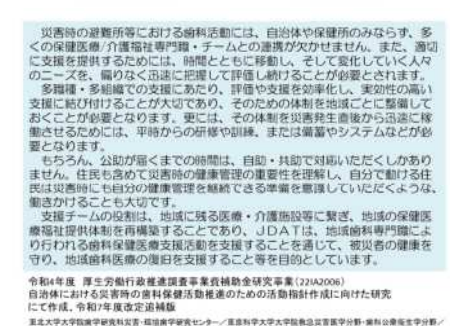
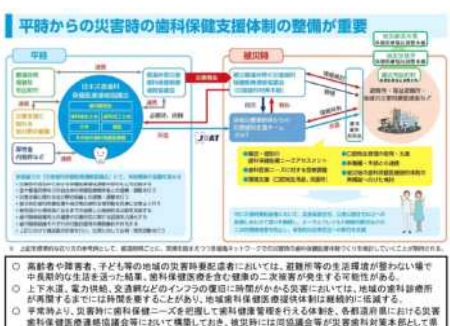
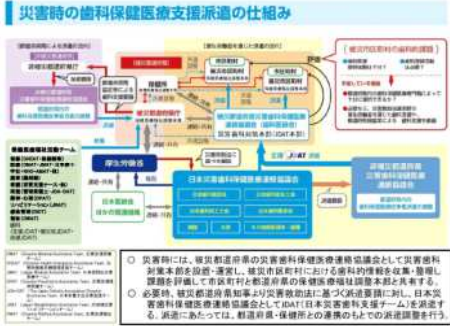
	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	初期対応の確立 ～被災発生後24時間以内	緊急対応 ～被災発生後1週間以内	応急対応 ～被災発生後1ヶ月以内	応急対応 ～被災発生後1ヶ月以内	復旧・復興対応 ～被災発生後1ヶ月以上
医療	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保
保健	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保
福祉	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保
都道府県 主管課	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保
保健所	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保
市町村	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保	被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保 被災地域の歯科医療体制の確保

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業(22IA2006)「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方

令和4年度厚生労働行政推進調査(令和7年度改定追補版)



令和4年度厚生労働行政推進調査(令和7年度改定追補版)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス > 歯科医療施策

歯科医療施策

歯科医療に関連する施策について紹介致します。

共用試験について

共用試験（歯学）

共用試験（歯学）について

歯科医師臨床研修制度について

歯科医師臨床研修制度

歯科医師臨床研修制度

歯科保健医療について

歯科医療機関における院内感染対策について

歯科医療機関における院内感染対策について

歯科情報の標準化について

歯科情報の標準化について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>

「令和6年度歯科専門職の業務の実態調査」について

令和6年度歯科専門職の業務の実態調査

令和6年度歯科専門職の業務の実態調査

歯科専門職に関する情報はこちら

歯科専門職及協力ポータルサイト「厚生労働省」

災害歯科保健医療について

災害歯科保健医療

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方（令和5年3月）（令和8年3月改定論議稿） [8.8MB] の
令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤整備推進研究事業）
「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」

関係先
医政局歯科保健課

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

ページの先頭へ

御意見募集やパブリックコメント 国民参加の場

テーマ別に探す 政策について 厚生労働省について 所管の法令等
健康・医療 分野別の政策一覧 大臣・副大臣・政務官の紹介 国会提出法案

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>

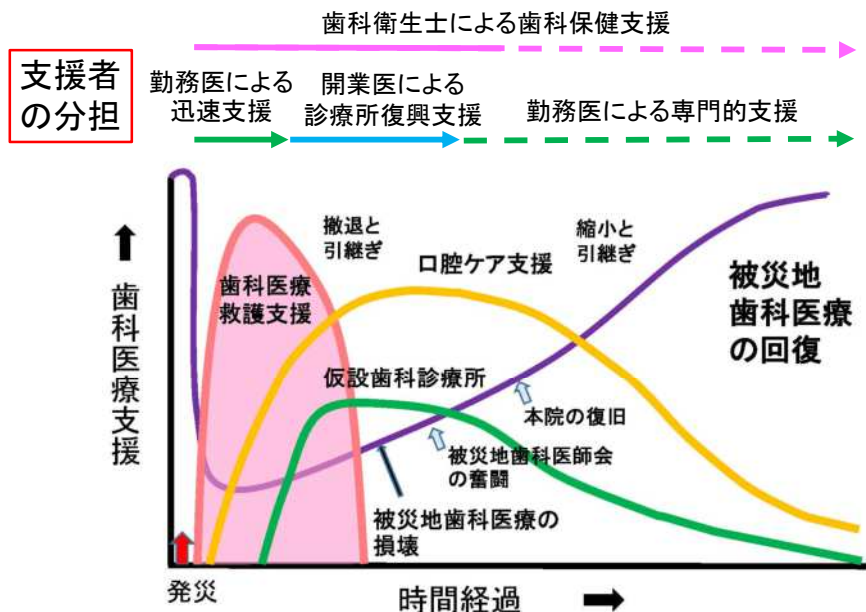
災害時の歯科保健医療

- 災害時の歯科保健活動の必要性
- 災害時の歯科保健活動の法的体制
- 歯科における連携に向けた体制づくり

連携に向けた体制づくり

- 災害歯科保健医療連絡協議会
- 自治体が制定
 - －災害医療コーディネーター（歯科）
 - －連絡調整員
- 歯科医師会が制定
 - －災害歯科コーディネーター
 - （一部自治体もこの名称を使用）

支援内容の時間経過と、支援者における分担



大黒英貴, 災害歯科医学, P58, 医歯薬出版, 2018 より改変

歯科における連携(役割分担)

行政歯科職(被災地)	マネジメント
歯科医師会(被災地)	診療所の復旧を優先したうえで、地域へのマネジメント
大学歯学部(&病院歯科)	迅速対応と歯科医療救護
派遣歯科専門職 & 歯科衛生士会	避難所等地域における歯科保健医療支援活動の実働
歯科衛生士会 & 大学歯学部	中長期的対応

災害歯科保健医療標準テキスト, P76, 一世出版, 2021

日本災害歯科保健医療連絡協議会

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/#sec00>

「日本災害歯科保健医療連絡協議会」について(趣旨)

災害歯科保健医療連絡協議会は平成27年4月15日、歯科関係団体同士の連携や共通化を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の情報集約や共有を促し、有事の連携調整を行い、被災地の歯科医療復興や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。

歯科医師会、行政、大学、歯科衛生士、歯科技工士、企業等の歯科関係団体が参加を交えて構成しており、目的達成に向けて協議を重ねています。

令和4年8月に「日本災害歯科保健医療連絡協議会」へと名称変更するとともに、改正を行いました。

「日本災害歯科保健医療連絡協議会」構成団体

- 公益社団法人 日本歯科医師会
- 都道府県歯科医師会(全国7地区歯科医師会)
- 日本歯科医学会
- 一般社団法人 日本私立歯科大学協会
- 国公立大学歯学部長・歯学部附属院長会議
- 一般社団法人 全国歯学部附属歯科口腔外科科長会議
- 日本病院歯科口腔外科協議会
- 公益社団法人 日本歯科衛生士会
- 公益社団法人 日本歯科技工士会
- 全国行政歯科技術職連絡会
- 一般社団法人 日本歯科商工協会

オブザーバー: 内閣府、厚生労働省、防衛省、日本医師会、ほか

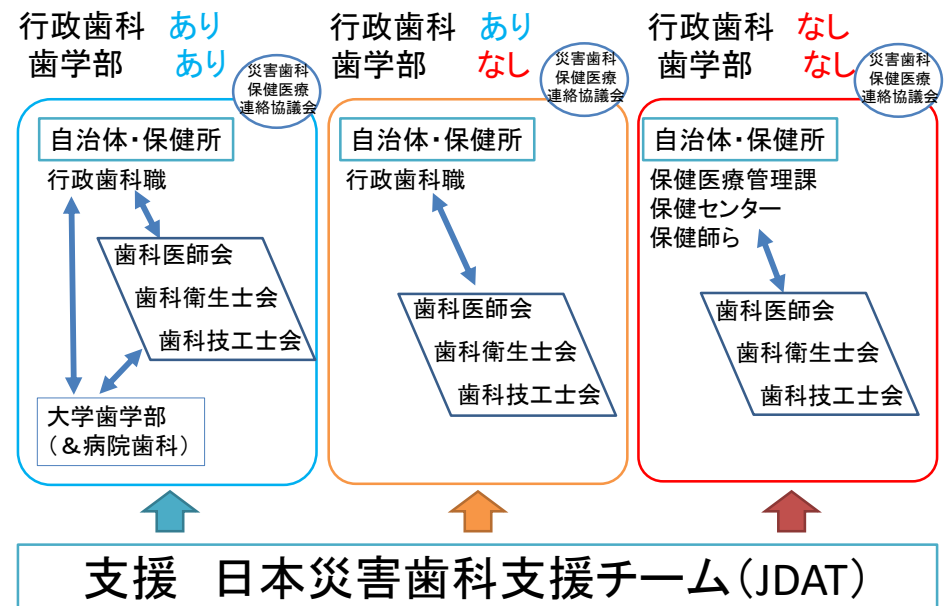
日本災害歯科保健医療連絡協議会規則

日本災害歯科保健医療連絡協議会規則(2025年3月)

日本災害歯科保健医療連絡協議会規則

- (名称)
- 第1条 本会は、日本災害歯科保健医療連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。
- (目的)
- 第2条 連絡協議会は、大規模災害時における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、JDAT(日本災害歯科支援チーム)による避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。
- (事業)
- 第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 災害時における関係行政・医療関係職種・団体の対外的な窓口
 - (2) 災害時の各団体との連携、派遣調整
 - (3) センター機能としての情報の把握・整理・提供
 - (4) 避難所等標準口腔アセスメント票の統一版の作成・周知
 - (5) 人材育成、情報共有のための仕組みの構築
 - (6) 各団体登録者リストの収集・管理
 - (7) PR・広告
 - (8) 連絡協議会の行動指針の策定・改訂
 - (9) 平時における関係行政・医療関係職種・団体との連携
 - (10) 研修・訓練の開催
 - (11) その他連絡協議会の目的達成のために必要な事業
- (構成)
- 第4条 連絡協議会は次に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成する。
- (1) 公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)

被災自治体における歯科保健医療支援



各都道府県における災害医療コーディネーター(DMC)任命状況 (R3年度)

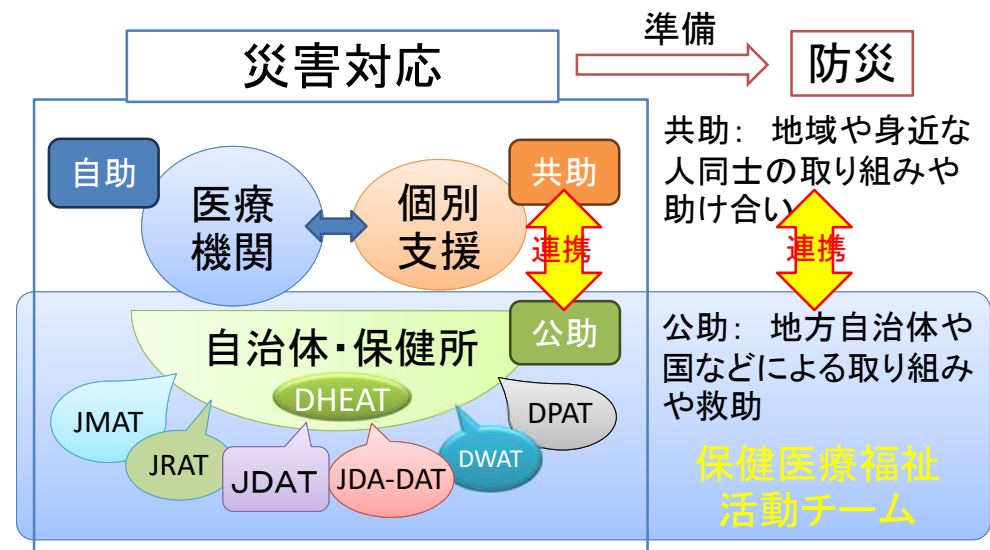
	都道府県DMC 任命者数 (a) ※1	地域DMC 任命者数 (b) ※2	都道府県DMC と地域DMC 兼任者数 (c)	DMC総任命者数 (a+b-c)		都道府県DMC 任命者数 (a) ※1	地域DMC 任命者数 (b) ※2	都道府県DMC と地域DMC 兼任者数 (c)	DMC総任命者数 (a+b-c)
北海道	34	45	21	58	滋賀県	135	135	135	135
青森県	7	27	0	34	京都府	8	34	0	42
岩手県	5	42	1	46	大阪府	118	0	0	118
宮城県	12	17	0	29	兵庫県	19	118	19	118
秋田県	6	21	0	27	奈良県	8	0	0	8
山形県	1	30	0	31	和歌山県	3	17	0	20
福島県	9	6	0	15	鳥取県	10	24	0	34
茨城県	5	29	1	34	島根県	18	0	0	18
栃木県	1	14	0	15	岡山県	29	29	29	29
群馬県	1	27	0	28	広島県	6	60	3	63
埼玉県	5	63	1	67	山口県	14	15	5	24
千葉県	11	53	4	60	徳島県	34	43	0	77
東京都	27	0	0	27	香川県	22	22	22	22
神奈川県	9	24	0	33	愛媛県	19	0	0	19
新潟県	1	10	0	11	高知県	3	19	0	22
富山県	22	0	0	22	福岡県	51	51	51	51
石川県	15	15	15	15	佐賀県	20	52	2	70
福井県	31	0	0	31	長崎県	16	15	3	28
山梨県	15	0	0	15	熊本県	16	28	0	44
長野県	14	38	1	53	大分県	24	0	0	24
岐阜県	9	89	2	96	宮崎県	16	18	0	34
静岡県	0	47	0	47	鹿児島県	11	0	0	11
愛知県	7	30	0	37	沖縄県	7	12	0	19
三重県	4	42	0	46	全国	857	1361	315	1903

歯科 8県

2025年12月現在

(日本歯科医師会調査)

災害保健医療支援における関係者



支援: 共助や公助では足りない部分も含め、外部から補い支えるもの

災害対応 → 対策・防災

直接支援
被災者支援

支援者支援
間接支援

災害支援
緊急援助

支援
連携
情報

地域支援
地域防災

体制・準備



災害時のために歯科がしておくべきこと

住民

- 非常持ち出し袋に「歯ブラシなどの口腔衛生用品」などを入れるよう啓発



行政

- 避難所における衛生の管理
- 洗面所（歯みがきスペース）の確保・設置
- 歯ブラシ（大人・子ども用）・歯みがき剤・義歯用品等の確保



歯科

- 災害時でも口腔衛生管理を継続することを啓発



- それにあたり必要な物品などを循環備蓄



- 栄養・リハビリテーション支援を含めた「食べる」ための支援を提案、確立
⇒フレイル、誤嚥性肺炎予防

- 災害時の口腔衛生管理・口腔機能管理を啓発

介護・福祉

保健医療者

令和4年度厚生労働行政推進調査 <http://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.booklet.4p.pdf>

○ 災害歯科保健医療対策

▼ JDAT（日本災害歯科支援チーム）	▼ JDATロゴマーク
▼ 災害歯科保健医療eラーニング	▼ JDAT標準研修会
▼ JDATアドバンス研修会	▼ 日本災害歯科保健医療連絡協議会
▼ 日本歯科医師会の災害対策	▼ 計画・規程等
▼ 災害時の歯科保健医療、身元確認に関する根拠法等	▼ 都道府県歯科医師会が締結している協定等
▼ アクションカード・アセスメント票	▼ 避難所掲示・配布用ポスター等
▼ これまでの災害対応く時系列＞	▼ 災害歯科コーディネーター研修会
▼ 災害歯科保健医療・身元確認関連書籍	▼ 歯医HP 関連情報

● JDAT（日本災害歯科支援チーム）

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）は、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として、令和4年（2022年）3月27日に日本災害歯科保健医療連絡協議会が創設し、本チーム

活動要領・研修会・e-learning
行動指針・規則
根拠法・協定
共通書式・アクションカード
参考資料・過去の情報
関連情報



厚生労働省補助金 災害医療チーム等養成支援事業 研修会（2026年度現在）赤字は2024年度から

JDATロジスティクス研修会（計画中）

- 各構成団体におけるJDAT事務局関係者が主な対象
- 2024年度からロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

JDATアドバンス研修会（2020年度～）

- 対象は各構成団体よりの推薦者
- 東京にて年3回（地域別）、実地
- 事前動画・事前課題あり、当日は意見交換が主体

JDAT標準研修会（2018年度～（旧：体制研修会））

- eラーニング（標準編1時間）による事前研修あり、演習は5時間
- 基本は地域開催（主催：各構成団体及び傘下団体）、対象は主催者で設定可
- 日本歯科医師会開催は年1回：オンデマンド動画＋実地演習、各構成団体の推薦者）

JDAT基礎研修会（2024年度～）

- eラーニングのみ（基礎編2時間30分）
- どなたでも、いつでも、もちろん無料！
- PDFにて修了証発行

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

○ 災害歯科保健医療対策

▼ JDAT（日本災害歯科支援チーム）	▼ JDATロゴマーク	災害歯科保健医療対策 ▶
▼ 災害歯科保健医療eラーニング	▼ JDAT標準研修会	災害歯科保健医療対策 ▶
▼ JDATアドバンス研修会	▼ 日本災害歯科保健医療連絡協議会	全国の歯医者さん ▶
▼ 日本歯科医師会の災害対策	▼ 計画・規程等	テーマパーク8020 ▶
▼ 災害時の歯科保健医療、身元確認に関する根拠法等	▼ 都道府県歯科医師会が締結している協定等	日歯8020 (ハチマルニイマル) テレビ ▶
▼ アクションカード・アセスメント票	▼ 避難所掲示・配布用ポスター等	歯のみがき方を探そう！ ▶
▼ これまでの災害対応く時系列＞	▼ 災害歯科コーディネーター研修会	よ坊さん ▶
▼ 災害歯科保健医療・身元確認関連書籍	▼ 歯医HP 関連情報	

● 災害歯科保健医療eラーニング

基礎編の受講・研修登録はこちらから

標準編の受講・研修登録はこちらから
※基礎編修了後の受講を推奨します

研修受講に当たっての注意事項（基礎編）

研修受講に当たっての注意事項（標準編）

※必ず注意事項及び下記実施要領を読んでから研修登録を行うこと。
※基礎編と標準編の両方を受講する場合はそれぞれ研修登録が必要となる。

約2時間30分

約60分

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

令和4年度厚生労働行政推進調査(令和 8 年1月改定追補版)
https://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.booklet.4p.20260108.pdf

大規模災害時の 歯科保健医療活動 ～口腔機能からの健康維持～

災害時には医療機関も通達滞りや断絶は発生せざるを得ず、生活環境が整わない避難生活による歯や口の健康被害も生じてきます。

通常の歯科医療体制が崩壊するまでの間の応急処置と避難生活の間に、特に避難生活が困難と考えられる災害時避難者の方に対する口腔医療管理や口腔機能管理、およびその過程による命の危険性も生じます。被災地で生活される方々の健康維持を行うことが必要です。

大規模災害時には、迅速に対応して歯科の歯科チームも派遣して、自治体や避難所の運営のもとでの活動が行われます。

災害時の歯科保健医療のチェックポイント

災害時に必要なこと

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

必要となる情報

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

災害時のために歯科がしておくべきこと

住民

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

行政

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

歯科

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

介護・福祉

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

保健医療者

- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施
- 避難所での歯科保健医療活動の実施

平成30年度～令和4年度 JSPS科研費
http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf

大規模災害時には 「食べる」支援の連携が必要です

歯科保健医療者（歯科）は、被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

災害時に歯科がすべきこと

1 災害時地域歯科保健医療体制への支援

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

大規模災害時の歯科の支援と「食べる」支援の連携

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

被災時には「食べる」支援の連携が必要です。

月刊nico 2018年8月号

非常用持ち出しに入れておきたい オーラルケアグッズ

基本セット

- 歯ブラシ
- 歯間ブラシ・フロス
- 液体ハミガキ
- 口腔ケア用のウェットティッシュ

QRコード

歯科の災害保健医療支援

お口の健康が命を救う!

大規模災害が起きたとき、被災地で保健医療支援活動を行うのは、歯科の医療者だけでなく、歯科保健医療者、歯と口の健康から被災者の命を守るための健康を支えています。

一般にはあまり知られていない、歯科の災害時の保健医療支援活動について、被災地支援で活動中の歯科医師の災害歯科コーディネーターを、歴任した先生にお話をいただきました。

東京歯科大学
災害歯科支援センター 特任教授
中久木 康一 氏

医学界新聞

2024.05.14 医学界新聞(通常号): 第3561号

災害時の「食べる」支援を考える

対談・監修者 前田圭介、坪山(三岡)宣代、中久木康一

2024.05.14 医学界新聞(通常号): 第3561号より

前田 圭介氏
東京歯科大学
災害歯科支援センター 特任教授

坪山(三岡) 宣代氏
災害歯科支援センター 特任教授

中久木 康一氏
東京歯科大学歯学部
特任教授

「災害時には、日々の暮らしの中で意識されることなく行われている「食べる」という行為が突然途絶えてしまうことによって、栄養上の問題を抱えていた高齢者に問題が生じる可能性がある」と、災害時支援に力を入れる歯科医師・前田氏は語ります。読者として、読者として「食べる」支援を通じた包括的で多面的なケアが必要だと。

最新の記事

医学界新聞プラス
[第2回] ChatGPTを使ってガイドラインを読み解く
「医師による医師のためのChatGPT入門」――臨床がはかどる魔法のプロンプトより

2024.05.07

三

DIAMOND
online

新着 業界 学び 特集 書籍

避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】

真島加代：清談社

健康 | ニュース3図解

2024.11.28 4:00



写真はイメージです Photo:PDXTA

能登半島地震発生から11か月がたった。この間も、能登半島は水害に見舞われるなど自然の脅威にさらされ、多くの人が不安な日々を過ごしている。災害によって家を失った人々が身を寄せる避難所では、さまざまな物資が不足し、行動を制限された日々を送らなければならない。しかし、避難状況のなかでも「口腔（こうくう）内のケア」を怠ると、その後の生活に暗い影を落とすリスクがあるという。

（清談社 真島加代）

被災地での水不足が健康リスクを高める

避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】
ダイヤモンド・オンライン 2024.11.28 <https://diamond.jp/articles/-/353929>



歯科の新常識

vol.07

歯科医が語る災害時の歯科活動。様々な状況下で歯科医が果たすべき役割や、被災者への支援方法について解説する。

災害時の歯科活動

もし明日、災害が起きたら？
歯科医療従事者に求められる役割とは

図1 避難所での生活がフレイル（虚弱）を加速させる

図2 被災地での水不足が健康リスクを高める

図3 避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？

図4 災害時の健康を守る口腔ケア

ライオン歯科材 Dent. File vol.57, 2025May, P9-10 歯科の新常識「災害時の歯科活動」
許可をいただき転載：日本災害時公衆衛生歯科研究会＞ポスター・パンフレット等
<https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>



医学書院

医学界新聞

能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続

寄稿 中久木 康一、長谷 剛志

2025.04.08 医学界新聞：第3572号より

清潔を保って
疾病予防！

口腔健康/機能管理
口腔ケア 歯科治療 口腔体操

しっかり噛んで
飲み込める！

口腔内細菌 増殖予防
歯科疾患の予防
口腔内の感染症の予防

唾液分泌量/筋力維持
適切な咀嚼/摂食/嚥下
機能維持
(適切な栄養摂取可能な状態)

肺炎/続発症予防・適切な栄養摂取

図1 災害時の口腔健康管理/口腔機能管理

図2 能登半島地震後に増加した口腔の主訴
公立能登総合病院歯科口腔外科における1月1日～2月29日の2か月間の受診数。

【寄稿】能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続
2025.04.08 医学界新聞：第3572号, https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572_05



歯科の新常識

vol.07

歯科医が語る災害時の歯科活動。様々な状況下で歯科医が果たすべき役割や、被災者への支援方法について解説する。

災害時の歯科活動

もし明日、災害が起きたら？
歯科医療従事者に求められる役割とは

図1 避難所での生活がフレイル（虚弱）を加速させる

図2 被災地での水不足が健康リスクを高める

図3 避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？

図4 災害時の健康を守る口腔ケア

50代の女性を応援するフリーマガジン「めりいさん」 <https://merry.inc/>
2025年6月10日号（歯と口の健康週間に関する特集）
許可をいただき転載：日本災害時公衆衛生歯科研究会＞ポスター・パンフレット等
<https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

口内の汚れ肺炎リスクに 少ない水でも歯磨きするには、専門家に聞く

2026年8月1日 16時00分

有料記事

及川綾子

避難生活で口の中でのケアが十分にできないと、特に高齢者は肺炎のリスクが高まる。最大震度7の地震が発生した熊本県内では断水が続くところもあり、水やケア用品の確保が難しい状況だが、できる限り清潔に保つための方法を専門家に聞いた。



2024年の能登半島地震の際、避難所で行われた歯科保健医療活動の様子（画像の一部を加工しています）＝中久木康一特任講師提供

災害時の歯科衛生に詳しい東北大学大学院歯学研究科の中久木康一特任講師によると、口の中に汚れが残っていると、細菌が増えて虫歯や歯周病などのトラブルを招く可能性がある。唾液（だえき）に含まれる細菌などが多い状態のままで寝ると肺炎になりやすく、のみ込みの力が弱い高齢者はリスクが高い。過去の震災での経験や新型コロナを機に、口のケアを行い肺炎を予防することへの意識は高まっている。

だが、被災者の中には、余震や生活への不安から、歯磨きまで頭が回らない人もいるだろう。

<https://www.asahi.com/articles/ASV702H51V70UTFL00PM.html>

医歯薬出版、2014年、3960円



砂書房、2011年、3080円



クインテッセンス出版、2016年、1980円



一世出版、2015年、2200円



医歯薬出版、2018年、7200円



医歯薬出版、2021年、3850円



日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>



日本災害時公衆衛生歯科研究会

Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)

メーリングリスト
各種書式・パンフレット
研修媒体動画
研修会資料・動画

ポスター・パンフレット	記録票・資料	研修教材	研修会記録	書籍・報告書	ML登録
-------------	--------	------	-------	--------	------

書籍・研究報告書など

研修会動画・配布資料など

研修動画・活動動画・研修準備資料など

アセスメント票・アクションカード・パンフ・ポスターなど

2015年6月15日発行
一世出版
A3判 2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係
jsdphd-admin@umin.net

災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

●災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

※YouTubeにリンクが飛びます

	○ 災害歯科 個別複数アセス記載 セルフワーク ・ 個別複数アセス記載 アセスメント全体の概要 ・ 個別複数アセス記載 セルフワーク事前解説 ・ 個別複数アセス記載 事例1+事例1の解説 ・ 個別複数アセス記載 事例2+事例2の解説 ・ 個別複数アセス記載 記載の注意事項
	○ 災害時の避難所における歯科保健医療個別アセスメント ・ Scene 1 高齢の女性 ・ Scene 2 幼児がいる女性 ・ Scene 3 歯が痛い男性 ・ Scene 4 高齢の母とその娘 ・ Scene 5 じっとしている男性 ・ Scene 6 高齢者の介護者
	○ 活動記録紹介動画 ・ 2016年 熊本地震 ・ 2017年 九州北部豪雨

日本歯科衛生士会 協力

動画 5分
1カ月の活動の流れ

動画 10分
組織的間の役割分担や準備

